

記入例

令和 3 年 ○ 月 ○ 日

東京都知事 殿

記載は油性ボールペンで記載してください。

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業に係る申請書

私立の小中学校等に通う児童生徒への授業料負担軽減のため、都道府県が実施する当該事業に申請します。

次の3点を確認の上、□に✓を付けてください。

(全ての□に✓がない場合は支援の対象とはなりませんので、必ず御確認下さい。)

- この申請確認の上、全てにチェックを記載してください。**
- 本事業が予算の範囲内で実施される実証事業であり、所得基準等を満たしている場合であっても支援の対象とならない場合があることを了承します。
- 都道府県が実施する、当該私立小中学校等に通う児童生徒への授業料負担軽減事業の支援金を授業料に充てるとともに、支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

ふりがな	もんか たろう	児童生徒との関係	親権者・未成年後見人・主たる生計維持者 ※該当するものに○ その他()
申請者氏名	文科 太郎	日中つながる電話番号	(03) 0000-0000
申請者住所等	〒 100-8959 東京 都道府県 千代田 市 区 町 村	霞が関 3-2-2	

【1. 対象となる児童生徒について】

ふりがな	もんか はなこ	生年月日	平成 19 年 4 月 10 日
児童生徒の氏名	文科 花子		
在学する学校	学校法人 霞が関学園	学校名	霞が関学園中学校
学校種	小学校・中学校・特別支援学校(小学部)・特別支援学校(中学部)	学年	2 年生 ※該当するものに○
学校所在地	東京 都道府県 千代田 市 区 町 村	霞が関	△-△-△

通っている学校の所在する都道府県を記載してください。

【2. 対象児童生徒以外に、兄弟姉妹で申請している場合について】

ふりがな	もんか いちろう	申請している都道府県	神奈川 都道府県
兄弟姉妹の氏名	文科 一郎		
ふりがな		申請している都道府県	都道府県
兄弟姉妹の氏名	当該事業に申請している兄弟姉妹がいる場合は記載してください。 記入欄が足りない場合は、欄外に記載してください。		
兄弟姉妹の氏名	なお、兄弟姉妹で申請する場合は、それぞれ申請書が必要となりますので、ご注意ください。		都道府県

【3. 保護者等の収入の状況について】

7月 7月1日時点の保護者等の状況についてチェックをした上で、該当する全員分の課税証明書を提出してください。
漏れがあると申請を受け付けられないので、ご注意ください。

(記入上の留意点)

- ①～④のいずれか該当する□に✓を付けて、⑤及び⑥にも該当する場合は併せて✓を付けてください。当該保護者等の課税証明書等を全員分提出してください。
- 市町村が発行する課税証明書に必要な所得控除等が記載されておらず、必要な情報が記載された別の証明書が発行された場合、①～④のいずれか該当するものに1つにチェックしてください。
②の場合は、A or イのいずれか該当する方にチェックしてください。
- ①～④のいずれか該当する方の□に✓を付けてください。

① <input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分
② <input type="checkbox"/>	<p>・親権者が2名いる場合は①の□に✓を付けてください。</p> <p>・ただし、②のアに該当する場合は、控除対象配偶者の課税証明書等の提出は不要です。 その場合、①ではなく、②のアの□に✓を付けてください。</p> <p>・親権者が2名とも所得がない場合も、所得金額や所得控除の金額が確認できる書類を提出してください。</p>
③ <input type="checkbox"/>	親権者1名分
④ <input type="checkbox"/>	<p>・親権者が1名の場合は、以下ア、イいずれかの□に✓を付けてください。</p> <p>ア <input checked="" type="checkbox"/> 親権者の1人が控除対象配偶者※であり、3ページの（オ）に5万円を合算しても所得要件を満たす場合 ※合計所得金額が48万円以下。配偶者特別控除の適用を受ける者は含まない。</p> <p>イ <input type="checkbox"/> 上記ア以外で、親権者が1名しかいない又は家庭の事情によりやむを得ず1名分しか提出できない場合</p>
⑤ <input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分（複数選任されている場合は、全員分の課税証明書が必要です。）
⑥ <input type="checkbox"/>	<p>・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合は、③の□に✓を付けてください。</p> <p>・未成年後見人が法人又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者の場合は、その者を除きます。</p>
⑦ <input type="checkbox"/>	児童生徒の生計をその収入により維持している者（ナニフキサヒタハ） ③、⑤、⑥にチェックした場合は、その該当する人数も記載してください。

上記のほか、⑤⑥に該当する者がいる場合はそれぞれの□に✓を付けてください。

⑤ <input checked="" type="checkbox"/>	同居の祖父母 <input type="checkbox"/> 名分 1
⑥ <input type="checkbox"/>	授業料の負担者 <input type="checkbox"/> 名分 ・①～⑤の者と同等又はそれ以上に授業料を負担している者がいる場合（例：別居の祖父母、同居の親族等）

①～⑥に該当する者が一人もいない場合は以下の□に✓を付けてください。

⑦ <input type="checkbox"/>	課税証明書等を提出しません。
	・①～⑥に該当するものが一人もいない場合は、⑦の□に✓を付けてください。

保護者A～F欄には、①～⑥の中でチェックがある者全員の氏名および児童生徒との続柄を記載してください。
②アに該当する控除対象配偶者については、「控除対象配偶者」欄に記載してください。

保護者A 氏名 文科 太郎	児童生徒との続柄 子 父	保護者B 氏名 文科 文江 (支援)	児童生徒との続柄 祖母
保護者C 氏名	修正するときは二重線で取り消してください。 修正テープ・修正液は不可です。		
保護者D 氏名	課税証明書に記載のある氏名と現在の氏名が異なっている場合は、 氏名の下に括弧書きで課税証明書に記載のある氏名を記載してください。		

課税証明書等の提出を不要とする控除対象配偶者(②のアに該当する者)

控除対象配偶者 氏名 文科 文子	児童生徒との続柄 母
---------------------	---------------

様式A:日本国内での収入のみの場合

1. 保護者等全員（非課税の方も含む。）の課税証明書等に基づき、下表について合計金額まで全ての項目を記入して、【チェック】の内容をよく確認した上で、□に✓を付けてください。
2. 課税証明書に損失（マイナス）が計上されている所得がある場合は、その分類及び額を記入して下さい。
3. 保護者 A～F それぞれの「計（玉）」 = (A-ウ) を計算した際

保護者等	所得金額の合計						所得控除合計(ワ)	計(エ)= (ア)-(イ)-(ウ)
	給与所得	営業等所得	農業所得	不動産所得	利子所得	配当所得		
保護者 A	3,300,000 円	320,000 円	0 円	0 円	0 円	510,000 円	150,000 円	1,244,500 円
保護者 B	0 円	600,000 円	0 円	0 円	300,000 円	0 円	900,000 円	1,030,000 円
保護者 C	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
保護者 D	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
保護者 E	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
保護者 F	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
総損失の 繰越控除 (イ)						計(ア)	0 円	1,244,500 円
保護者Bの場合、合計を計算すると、 (ア)900,000 - (ワ)1,030,000 = -130,000 マイナスとなるため、計(エ)には「0円」として記入してください。						0 円	0 円	0 円
損失(マイナス)が計上されている所得は、 「0円」と記入してください。						0 円	0 円	0 円
2ページで記載した保護者A～Fと一致します。						0 円	0 円	0 円
(ア)～(エ)について、保護者A～Fまでの合計金額を計算して記載してください。						0 円	0 円	0 円
合計						5,030,000 円	150,000 円	3,765,500 円
						1,244,500 円	0 円	1,244,500 円

【チェック】 確認の上、必ずチェックしてください。

（2）課税証明書等（内容が省略されていないもの）を添えて提出します。
（3）課税証明書等（内容が省略されていないもの）を添えて提出します。

※1 市町村が発行する課税証明書等（課税証明書に必要な情報が記載された別の証明書がある場合は、当該証明書140万円未満（※）なので、所得要件を満たします。
※2 給与所得、不動産所得、農業所得、商業等所得、利子所得、配当所得、離所得、譲渡・一時所得、分離課税の対象となる所得（山林所得、退職所得等）の場合は143万円の合計

【4. 保護者等の資産の状況について】

2ページの保護者A～Fまでに記入した保護者等及び控除対象配偶者の資産の状況については次のとおりです。

(記入上の留意点)

- 下表について合計金額まで全ての項目を記入し、【チェック】の内容をよく確認した上で、□に✓を付けてください。併せて、通帳の写し等の確認書類を添付してください。
- 生活保護を受給しており、生活保護受給証明書等を提出してある者（申請書2ページ②アに該当する方）についても、資産要件の確認対象となりますので、記載してください。
- 確認書類の提出を省略する場合は、この欄に○を付けてください。
- 申請日の直近で生活保護を受給している場合は、受給の事実及び受給者が分かれる公的書類（生活保護受給証明書等）を提出することにより、すべての資産について確認書類を省略することも可能です。その場合は、下表の「生活保護受給証明」欄に○を付けた上で、(あ)～(お)について自己申告で記入してください。

保護者等 受生 給活 保 證明	預貯金額 (あ)	有価証券等(換算評価額) (い)	現金 (う)	負債 (え)	計(お) = (あ)+(い)+(う)-(え)
保護者 A 受生 給活 保 證明	5,570,000 円	40,000 円	1,500,000 円	4,110,000 円	
保護者 B 受生 給活 保 證明	1,560,000 円	60,000 円	1,500,000 円	1,620,000 円	
保護者 C 受生 給活 保 證明					
保護者 D 受生 給活 保 證明					
保護者 E 受生 給活 保 證明					
保護者 F 受生 給活 保 證明					
合計	7,350,000 円	40,000 円	69,000 円	1,500,000 円 (か)	5,959,000 円

【チェック】確認の上、必ずチェックしてください。

【チェック】預貯金、有価証券、貴金属、投資信託、タンス預金、負債の合計が 600 万円以下です。これらが確認できる通帳等の写し又は生活保護受給証明書（申請日の直近のもの）を提出します。

資産	表の記入欄	確認書類（ウェブサイトの写しも可）
預貯金（普通・定期）	(あ)	通帳の写し（口座名義、残高とその日付が確認できるページ）又は残高証明書
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	(い)	証券会社や銀行の口座の写し（口座名義、残高とその日付が確認できるページ）又は残高証明書
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる金属	(い)	購入先の銀行等の口座の写し（口座名義、残高とその日付が確認できるページ）又は残高証明書
投資信託	(い)	銀行、信託銀行、証券会社等の口座の写し（口座名義、残高とその日付が確認できるページ）又は残高証明書
自宅等で保管し 負債（借入金等）		自己申告（確認書類は不要）
		残高証明書や借用証書等の写し

これらの根拠書類を提出することが必要です。
ただし、タンス預金等の現金については、自己申告どなりますので根拠書類等は不要です。
また、生活保護受給証明書等を提出する場合は、すべての資産の確認書類等は不要です。

見本

市區町村民税課証明書

であれば、所得基準は満たすことになります。
(記載例の場合、「保護者等」に該当する者がこの方のみの場合もしくは、他の方の計(工)の金額が0円であれば、 $3,980,000 - 2,735,500 = 1,244,500$ (計(工)) = 計(才)となるので所得基準は満たします。)

※ 損失の繰越控除とは、翌年以降の所得から控除することができる制度です。
※ 繰越して翌年以降の所得から控除することができないときに、翌年以降にその損失を繰
り越す場合の損失を「繰越控除」とまとめて記載されています。
※ 繰越控除とは、自身の資産について災害や盗難などによって損害を受けた場合に、
その損失の一部を所得から差し引くことができる制度です。

令和 年 度 (令和 年分所得)	所 得 の 金 額	収入金額		扶 養 の 内 訳	扶 養 該 当	所 得 控 除	均 等 割 額	年 税 額
		給 与	4,800,000円					
		公的年金等	0円					
総所得	2,830,000円	3,300,000円	3,300,000円 (給与所得)	坡対配 人控対配	1人	離損 医療費	0円	円
内給与	0円	0円	0円 (営業等所得)	居老親等	0人	社会保険料	350,000円	円
営業等所得	320,000円	320,000円 (農業所得)	0円 (不動産所得)	人扶養	0人	小企共済掛金	720,000円	円
農業所得	-1,030,000円	0円 (利子所得)	0円 (配当所得)	定扶養	0人	生命保険料	570,000円	円
不動産所得	0円	0円 (配当所得)	0円 (離所得)	寄付金	6歳未満	2人	0円	※2
利子所得	0円	0円 (離所得)	0円 (離所得)	の他扶養	1人	地震保険料	5,500円	
配当所得	0円	0円 (離所得)	0円 (離所得)	居特別障害	0人	障老寡学	0円	
配当所得	0円	0円 (離所得)	0円 (離所得)	別障害	0人	配偶者特別	0円	
離所得	0円	0円 (離所得)	0円 (離所得)	の他障害	0人	配偶扶養	660,000円	
譲渡・一時所得	510,000円	510,000円 (分離課税の所得)	0円 (離所得)	基礎	0人	基礎	430,000円	
先物取引所得	0円	0円 (分離課税の所得)	0円 (離所得)	所得控除合計			2,735,500円	(B)
株式等の譲渡	150,000円	-150,000円 (離損失の繰越控除)						
上場株式配当	0円	0円 (分離課税の所得)						
離損失繰越控除(損失)	150,000円	0円						
純損失繰越控除(損失)	34,000円	0円						
株式譲渡繰越控除(損失)	3,000円	0円						
先物取引繰越控除(損失)	12,000円	0円						
居住用譲渡損失	71,000円	0円						
		3,980,000円						

- 給与所得以外の所得がある場合は、以下の計算方法による合計額(A)を計算してください。
 - ・不動産所得のように損失(マイナス計上)となっているものや雑損失以外の繰越控除(損失)については0円とみなし、合計してください。
 - ・雑損失の繰越控除(損失)については差し引いてください(0円とみなさない)。
 - ・所得の区分については、先物取引所得、株式等の譲渡、上場株式等に係る配当の他に、山林所得、退職所得等が「分離課税の所得」に含まれます。

○所得控除額計(B)はこの欄の金額を確認。

- ・(B)のような合計が記載されていない課税証明書もありますので、その場合は※1の金額すべてを合計してください。

印公名 (長) 村町区市